

二輪車等の制動装置試験（協定規則第 78 号）

1. 総則

二輪車等の制動装置試験（協定規則第 78 号）の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）に定める「協定規則第 78 号の技術的な要件」の規定及び本規定によるものとする。

2. 測定値及び計算値の末尾処理

測定値及び計算値の末尾処理は、別表 1 により行うものとする。

なお、測定ならびに計算が、別表 1 による末尾処理よりも高い精度である場合にあっては、より高い精度による末尾処理としてもよいものとする。

3. 車両のカテゴリー

協定規則第 78 号の規則 1. の注釈による「R. E. 3」の附則 7 によるものとする。（別表 2 参照）

4. 試験記録及び成績

4.1 協定規則第 78 号の規則 6. により規定される附則 3（以下「附則 3」という。）の試験記録及び成績については、付表 1 に記載する。

4.2 協定規則第 78 号の規則 5. については、付表 2 に記載する。

4.3 試験記録及び成績は、日本語又は英語のみの記載でもよい。

4.4 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くか網掛けをすること。

4.5 各様式には、必要に応じて備考欄を追加することができる。

4.6 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

別表 1

測定値及び計算値の取扱い

試験自動車	
項目	取扱い
最高速度 V_{max}	整数位まで記載 (km/h)
質量	整数位まで記載 (kg)
タイヤ空気圧	整数位まで記載 (kPa)
ブレーキの胴径又は有効径	整数位まで記載 (mm)
ライニング又はパッドの寸法	小数第 1 位まで記載 (mm)
原動機アイドリング回転数	整数位まで記載 (min^{-1})
試験における測定記録	
項目	取扱い
制動初速度 V_a	小数第 2 位を四捨五入 小数第 1 位まで記載 (km/h)
停止距離測定値 S_a	小数第 2 位を四捨五入 小数第 1 位まで記載 (m)
停止距離補正值 S_s	小数第 2 位を四捨五入 小数第 1 位まで記載 (m)
平均飽和減速度 MFDD	小数第 3 位を四捨五入 小数第 2 位まで記載 (m/s^2)
減速度 (平均値を含む)	小数第 2 位を四捨五入 小数第 1 位まで記載 (m/s^2)
操作力	小数第 1 位を四捨五入 整数位まで記載 (N)
制動液圧	0.05MPa 未満切り捨て 0.05MPa 単位で記載
路面 PBC	小数第 3 位を四捨五入 小数第 2 位まで記載
制動時間 t	小数第 2 位 (又は第 3 位) まで測定 (s) 測定した次位を四捨五入
路面移行後の減速度増加に要する時間	小数第 1 位 (又は第 2 位) まで測定 (s) 測定した次位を四捨五入
基準性能試験との減速度の割合 (湿潤時性能試験の 60%要件及びフェード試験)	小数第 1 位を切り捨て 整数位まで記載 (%)
基準性能試験との減速度の割合 (湿潤時性能試験の 120%要件)	小数第 1 位を切り上げ 整数位まで記載 (%)

別表 2

車両の категория (R. E. 3 附則 7)

※和訳は参考となります。

- 1.1. Category L1: A two-wheeled vehicle with an engine cylinder capacity in the case of a thermic engine not exceeding 50 cm³ and whatever the means of propulsion a maximum design speed not exceeding 50 km/h.
(カテゴリー L1) (推進手段を問わず設計最高速度が50km/h以下の二輪自動車。ただし、内燃機関を原動機とする場合にあっては、その総排気量が50cm³以下のもの)
- 1.2. Category L2: A three-wheeled vehicle of any wheel arrangement with an engine cylinder capacity in the case of a thermic engine not exceeding 50 cm³ and whatever the means of propulsion a maximum design speed not exceeding 50 km/h.
(カテゴリー L2) (推進手段を問わず設計最高速度が50km/h以下の車輪配列が任意の三輪自動車。ただし、内燃機関を原動機とする場合にあっては、その総排気量が50cm³以下のもの)
- 1.3. Category L3: A two-wheeled vehicle with an engine cylinder capacity in the case of a thermic engine exceeding 50 cm³ or whatever the means of propulsion a maximum design speed exceeding 50 km/h.
(カテゴリー L3) (二輪自動車であって、内燃機関を原動機とする場合には、その総排気量が50cm³超のもの又は推進手段を問わず設計最高速度が50km/h超のもの)
- 1.4. Category L4: A vehicle with three wheels asymmetrically arranged in relation to the longitudinal median plane with an engine cylinder capacity in the case of a thermic engine exceeding 50 cm³ or whatever the means of propulsion a maximum design speed exceeding 50 km/h (motor cycles with sidecars) .
(カテゴリー L4) (車輪配列が車両中心面に対して非対称に配置した三輪自動車であって、内燃機関を原動機とする場合には、その総排気量50cm³超のもの又は推進手段を問わず設計最高速度が50km/h超のもの (側車付二輪自動車))
- 1.5. Category L5: A vehicle with three wheels symmetrically arranged in relation to the longitudinal median plane with an engine cylinder capacity in the case of a thermic engine exceeding 50 cm³ or whatever the means of propulsion a maximum design speed exceeding 50 km/h.
(カテゴリー L5) (車輪配列が車両中心面に対して対称の三輪自動車であって、内燃機関を原動機とするその総排気量50cm³超のもの又は推進手段を問わず設計最高速度が50km/h以上のもの)
- 1.6. Category L6: A vehicle with four wheels whose unladen mass is not more than 350 kg, not including the mass of the batteries in case of electric vehicles, whose maximum design speed is not more than 45 km/h, and

whose engine cylinder capacity does not exceed 50 cm³ for spark (positive) ignition engines, or whose maximum net power output does not exceed 4 kW in the case of other internal combustion engines, or whose maximum continuous rated power does not exceed 4 kW in the case of electric engines.

(カテゴリー L6) (車輪数が4の車両で、非積載質量(電気自動車の場合にはバッテリーの質量を含まない)が350kg以下であり、最高設計速度が45km/h以下であり、火花(強制)点火エンジンの場合はエンジンの排気量が50cm³以下、その他の内燃エンジンの場合は最大ネット出力が4kW以下、電気エンジンの場合は最大連続定格出力が4kW以下のもの。)

1.7. Category L7: A vehicle with four wheels, other than that classified for the category L6, whose unladen mass is not more than 400 kg (550 kg for vehicles intended for carrying goods), not including the mass of batteries in the case of electric vehicles and whose maximum continuous rated power does not exceed 15 kW.

(カテゴリー L7) (カテゴリーL6に分類された車両を除き、車輪数が4の車両で、非積載質量(電気自動車の場合にはバッテリーの質量を含まない)が400kg(貨物の運搬を目的とする車両の場合は550kg)以下であり、最大連続定格出力が15kW以下のもの。)